

<八千代市高齢者等外出支援タクシーの助成までの流れ>

- ①タクシー利用者は、タクシー料金支払いの際に、タクシー乗務員に利用券を冊子のまま手渡します。
- ②乗務員は冊子の表紙記載の氏名と提示された介護保険被保険者証の氏名が一致していることを確認するよう努めてください。
介護保険被保険者証を提示できない場合は、タクシー券に利用者の署名が必要です。
- ③氏名確認後に利用券を使用枚数分切り取り、冊子をタクシー券利用者に返却してください。
料金が1000円未満の場合は、1回の乗車あたり1枚まで、
料金が1000円以上の場合は、1回の乗車あたり2枚まで利用できます。
助成額は1枚あたり500円です。端数の利用はできません。
(※身体障害者手帳または療育手帳の割引を適用した初乗り料金を除く。)
- ④料金から500円または1000円を引いた額を請求してください。
- ⑤利用券に乗車年月日、料金、タクシー券の利用枚数のチェックボックス、会社名を記入してください。
- ⑥タクシー券を月末に取りまとめ、八千代市高齢者等外出支援事業請求書に枚数および金額を記入してください。
タクシー券は種類別に請求してください。やっちの支援タクシー券の請求書は障害者支援課に提出してください。
- ⑦翌月15日までに八千代市長寿支援課に提出してください。
- ⑧15日締めのある月末に、ご指定の口座にお振込みします。

その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所 長寿支援課 生きがいサービス班

047-421-6737(直通)